

地元産品活用促進業務委託仕様書

1 名 称 地元産品活用促進業務

2 履行場所 秋田市が指定する場所

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月26日（金）まで

4 業務の目的

本業務は、市内農産物等を積極的に取り扱う飲食店および小売店を「秋田市地産地消推進店」として認定し、キャンペーン等の実施や広報宣伝等を行うことにより、安全・安心な市内産農産物等の魅力をPRし、本市産品の消費・活用拡大と認知度向上を図るために実施するものである。

5 業務の内容

(1) 地産地消推進店に貸与するPR資材等の作成

ア 既存PR資材の追加作成

- ・ のぼり（ポール含む）
- ・ 卓上ミニのぼり一式
- ・ ステッカー
- ・ ポスター

イ 飲食店向けのPR資材の新規作成（例示：タペストリー、フラッグなど）

※PR資材等のデザイン、様式等については、市と協議のうえで決定すること

(2) 地産地消推進店に貸与するPR資材の利用状況調査

- ・ (1)アの既存PR資材について、地産地消推進店での利用状況を調査し、必要に応じて追加配布や交換等に対応すること。
- ・ 上記の調査とあわせて、地産地消推進店に対して、認定証の掲示やPR資材の利用など、地産地消推進店認定事業のPRへの協力を依頼すること。

(3) 地産地消推進店に関わるキャンペーン等の開催

- ・ 地産地消推進店が参加するメリットを感じられる内容とすること。
- ・ 地産地消推進店の認知度向上が図られる内容とすること。
- ・ 本市が独自に実施する飲食店応援クーポン等の支援事業と連携を図り、地産地消推進店の利用促進につながる内容とすること。
- ・ キャンペーン等のPRについては、上記の支援事業等の受託事業者と連携して周知や広報に努めること。
- ・ 市内産農産物等の消費につながる内容とすること。

- (4) 地産地消推進店に関わる活動の報道機関等を活用したPR
テレビ、新聞等マスメディアを活用して地産地消推進店および地産地消推進店に関わるキャンペーン等をPRすること。
- (5) 地産地消推進店に対する生産者情報等の提供
- ・地産地消推進店の地元産品の利活用を促すため、市内産農産物や生産者の情報をまとめたリーフレット等を制作して各推進店に配布すること。
 - ・生産者や産地等取材し、地産地消推進店の市内産農産物の利活用につながる内容とすること。
- (6) 地産地消推進店の開拓、取材
- ・「秋田市地産地消推進店認定事業実施要綱」の基準を満たし、市内農産物等を一定以上取り扱う飲食店、小売店（直売所含む）を開拓し、取材すること。
 - ・取材した情報については、随時市に提供すること。
- (7) 「秋田市地産地消推進店紹介ハンドブック」の作成
- ・令和元年度に作成した同ハンドブックの内容を参考に作成すること。
 - ・すべての地産地消推進店について、最新情報を掲載すること。
 - ・上記(6)で取材した情報を加え、作成すること。
- (8) インスタグラムを活用したPR
- ・秋田市産業企画課が運用するインスタグラムのアカウントである「秋田市地産地消ネットワーク」（以下「本SNS」という。）を地産地消推進店に周知し、PRへの協力を依頼すること。
 - ・本SNSのフォロワー数を増加させるための企画や工夫を実施すること。
 - ・本SNSに掲載する情報を年間を通して地産地消推進店から収集し、随時市に提供すること。提供する際は、写真、動画および記事等を制作して掲載できる状態とすること。
- (9) その他事業規模の範囲内で、市内産農産物等のPRに有効な企画、事業が提案できる場合は、その事業（例示：新型コロナウイルス感染症対応関連の支援イベントにおけるPR、ホームページやSNSを活用した企画など）。
- ※地産地消推進キャンペーン等、広報あきたに掲載する業務については、原則実施の1ヶ月前までに実施内容を確定すること

6 成果品

(1) 地産地消推進店に貸与するPR資材等

ア～エのPR資材等については、市が保有するデザインおよび仕様に基づいて、資材を制作すること。

ア のぼり20個（飲食店用10個、小売店用10個）、ポール20本

イ 卓上ミニのぼり20個（飲食店用10個、小売店用10個）

- ウ ステッカー50枚
- エ ポスター50枚（飲食店用25枚、小売店用25枚）
- オ 新規PR資材100個（飲食店用）

(2) 秋田市地産地消推進店紹介ハンドブック

6,000部

(3) その他

取組実施状況や成果を示した報告書1部

7 著作権の譲渡等

(1) 無償譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に市に無償で譲渡する。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者（以下、「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下同じ。）は、市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者及び関係者は、前(3)又は(4)に該当する場合、市及び市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

8 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

9 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。